

島原本広第668号
平成29年1月17日

島根県知事 溝口善兵衛様

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 吉林行則

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について（補正）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定については、平成25年12月25日付島原本広第512号にて変更認可申請を行っている旨、ご連絡しておりますが、平成28年10月25日に認可されました同保安規定の内容（平成28年10月31日付島原本広第490号にてご連絡済み）を反映するため、一部補正を行うこととし、本日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力規制委員会へ申請いたしましたので、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第8条第1項（9）に基づきご連絡いたします。

添付資料

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の補正前後比較表

以上

<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 11 月 1 日付け核燃料炉の規制に関する法律の改正に伴う反映(平成 28 年 10 月 25 日認可内容の反映) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">変更前</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">変更後</th> <th rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)</th> <th style="width: 33%;">記録すべき場合^{※1}</th> <th style="width: 33%;">保存期間</th> <th style="width: 33%;">記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)</th> <th style="width: 33%;">記録すべき場合^{※1}</th> <th style="width: 33%;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3 年間</td> <td>53. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3 年間</td> <td>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</td> </tr> <tr> <td>53. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3 年間</td> <td>54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>※ 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>※ 5</td> <td>56. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>※ 5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7"> <p>※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間も含む。</p> <p>※ 2：記録装置から差し離された現金とは、技術基準規則第 4・7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の現金をい。</p> <p>※ 3：延滞料金と診断された者および延滞の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※ 4：その結果に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※ 5：延滞措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">表 1.1.9-2</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">記録(実用炉規則第 3 条に基づく記録)</td> <td style="width: 33%;">記録すべき場合</td> <td style="width: 33%;">保存期間</td> <td style="width: 33%;">記録(実用炉規則第 3 条に基づく記録)</td> <td style="width: 33%;">記録すべき場合</td> <td style="width: 33%;">保存期間</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>①溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td>検査の都度</td> <td>検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> <td>①溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td>検査の都度</td> <td>検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>⑦検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>当該溶接事業者検査を行った後最初の添削第四十三条の三の十三第六項の通知を受けけるまでの期間</td> <td>⑦検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>当該溶接事業者検査を行った後最初の添削第四十三条の三の十三第六項の通知を受けけるまでの期間</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">表 1.1.9-3</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)</td> <td style="width: 33%;">記録すべき場合</td> <td style="width: 33%;">保存期間</td> <td style="width: 33%;">記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)</td> <td style="width: 33%;">記録すべき場合</td> <td style="width: 33%;">保存期間</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>①定期検査の検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて修繕等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td></td> <td>①定期検査の検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて修繕等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩検査を実施した特定免用原子炉施設を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> <td></td> <td></td> <td>⑩検査を実施した特定免用原子炉施設を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表			変更前			変更後			備考	記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	53. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更	53. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※ 5		55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※ 5	56. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※ 5		<p>※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間も含む。</p> <p>※ 2：記録装置から差し離された現金とは、技術基準規則第 4・7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の現金をい。</p> <p>※ 3：延滞料金と診断された者および延滞の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※ 4：その結果に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※ 5：延滞措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>							表 1.1.9-2							記録(実用炉規則第 3 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第 3 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間		①溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間	①溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間	⑦検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の添削第四十三条の三の十三第六項の通知を受けけるまでの期間	⑦検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の添削第四十三条の三の十三第六項の通知を受けけるまでの期間	表 1.1.9-3							記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間		①定期検査の検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて修繕等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度		①定期検査の検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて修繕等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度		⑩検査を実施した特定免用原子炉施設を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間			⑩検査を実施した特定免用原子炉施設を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間		
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表																																																																																																	
変更前			変更後			備考																																																																																											
記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																																																																												
52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	53. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更																																																																																											
53. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※ 5																																																																																												
55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※ 5	56. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※ 5																																																																																												
<p>※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の取替により記録不能な期間も含む。</p> <p>※ 2：記録装置から差し離された現金とは、技術基準規則第 4・7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の現金をい。</p> <p>※ 3：延滞料金と診断された者および延滞の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※ 4：その結果に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※ 5：延滞措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>																																																																																																	
表 1.1.9-2																																																																																																	
記録(実用炉規則第 3 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第 3 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																																																												
①溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間	①溶接事業者検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間																																																																																												
⑦検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の添削第四十三条の三の十三第六項の通知を受けけるまでの期間	⑦検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の添削第四十三条の三の十三第六項の通知を受けけるまでの期間																																																																																												
表 1.1.9-3																																																																																																	
記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第 6・7 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																																																												
①定期検査の検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて修繕等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度		①定期検査の検査の結果 (1)検査年月日 (2)検査の対象 (3)検査の方法 (4)検査の結果 (5)検査を行った者の氏名 (6)検査の結果に基づいて修繕等の措置を講じたときは、その内容 (7)検査の実施に係る組織 (8)検査の実施に係る工程管理 (9)検査に係りて協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10)検査記録の管理に関する事項 (11)検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度																																																																																													
⑩検査を実施した特定免用原子炉施設を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間			⑩検査を実施した特定免用原子炉施設を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																																																																																														

廢舊原子力發電所原子爐施設保安規定審查後比較審

変更前			変更後			備考
記録(実用炉規則第6・7条に基づく記録)	記録すべき場合 ^①	保存期間	記録(実用炉規則第6・7条に基づく記録)	記録すべき場合 ^②	保存期間	・原子力規制委員会規則法の一部を改正する法律の施行に伴う 規制等の変更
52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	53. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
53. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	54. 保安教育における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	
55. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	55. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	
※1：記録可能な状態において常に記録することと意味しており、点検、故障または消耗品の収替による記録不能な範囲を除く。	※1：記録可能な状態において常に記録することと意味しており、点検、故障または消耗品の収替による記録不能な範囲を除く。					
※2：「登録技術から免せられた署報」は、技術基準規則第4・6章第1項および第2項に規定する範囲の署報をいう。	※2：「登録技術から免せられた署報」とは、技術基準規則第4・6章第1項および第2項に規定する範囲の署報をいう。					
※3：狂言不能と診断された者および妊娠の兼用のない旨を書面で申し出た者を除く。	※3：狂言不能と診断された者および妊娠の兼用のない旨を書面で申し出た者を除く。					
※4：その結果に係るが放射線暴露指掌者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期限。	※4：その結果に係るが放射線暴露指掌者でなくなった場合は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期限。					
※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。	※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。					
表1.1-2	表1.1-2					
記録(実用炉規則第3・7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第3・7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
1.定期検査者検査の結果	検査の都度		1.定期検査者検査の結果	検査の都度		
(1)検査年月日			(1)検査年月日			
(2)検査の対象			(2)検査の対象			
(3)検査の方法			(3)検査の方法			
(4)検査の結果			(4)検査の結果			
(5)検査を行った者の氏名			(5)検査を行った者の氏名			
(6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容			(6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容			
(7)検査の実施に係る組織			(7)検査の実施に係る組織			
(8)検査の実施に係る工程管理			(8)検査の実施に係る工程管理			
(9)検査において能力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			(9)検査において能力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			
(10)検査記録の管理に関する事項			(10)検査記録の管理に関する事項			
(11)検査に係る教育訓練に関する事項			(11)検査に係る教育訓練に関する事項			
表1.1-9-3	表1.1-9-3					
記録(実用炉規則第5・7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第5・7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	
1.定期検査者検査の結果	検査の都度		1.定期検査者検査の結果	検査の都度		
(1)検査年月日			(1)検査年月日			
(2)検査の対象			(2)検査の対象			
(3)検査の方法			(3)検査の方法			
(4)検査の結果			(4)検査の結果			
(5)検査を行った者の氏名			(5)検査を行った者の氏名			
(6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容			(6)検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容			
(7)検査の実施に係る組織			(7)検査の実施に係る組織			
(8)検査の実施に係る工程管理			(8)検査の実施に係る工程管理			
(9)検査において能力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			(9)検査において能力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			
(10)検査記録の管理に関する事項			(10)検査記録の管理に関する事項			
(11)検査に係る教育訓練に関する事項			(11)検査に係る教育訓練に関する事項			

(注) 補正前後欄の補正箇所表示は、補正事項に含まない。